

市議会定例会提出議案（藤沢市石名坂温水プール条例の一部改正）に同意することについて

次のとおり公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例の一部改正について市長から意見を求められたので、本教育委員会は、原案に同意する。

2005年（平成17年）8月19日提出

藤沢市教育委員会

教育長 小野 晴 弘

提出する議案

別紙のとおり

提案理由

この議案を提出したのは、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、議会の議決を経るべき事件の議案について市長から意見を求められたことによる。

参 考

地方教育行政の組織及び運営に関する法律

（教育委員会の意見聴取）

第29条 地方公共団体の長は、歳入歳出予算のうち教育に関する事務に係る部分その他特に教育に関する事務について定める議会の議決を経るべき事件の議案を作成する場合には、教育委員会の意見をきかなければならない。

藤沢市石名坂温水プール条例の一部改正について
藤沢市石名坂温水プール条例の一部を次のように改正する。

2005年(平成17年)9月1日提出

藤沢市長

山 本 捷 雄

藤沢市石名坂温水プール条例の一部を改正する条例

藤沢市石名坂温水プール条例(昭和61年藤沢市条例第9号)の一部を次のように改正する。

第6条を削る。

第5条の見出し中「既納使用料」を「既払いの利用料金」に改め、同条中「既に納付した使用料」を「既払いの利用料金」に改め、同条ただし書を次のように改める。

ただし、前条第3項の規定により回数券を購入した場合を除き、指定管理者は、教育委員会が別に定める基準に従い、その全部又は一部を返還することができる。

第5条を第6条とする。

第4条の見出しを「(利用料金)」に改め、同条第1項中「別表に掲げる使用料を納付しなければ」を「指定管理者(第9条に規定する教育委員会が指定するものをいう。以下この条、第6条及び第7条において同じ。)に利用料金を支払わなければ」に改め、同条第2項中「使用料」を「利用料金」に、「納付する」を「支払う」に、「の範囲内において割引くものとする」を「を下回らない範囲内において、あらかじめ教育委員会の承認を得て、指定管理者が定める額を割り引く」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 利用料金の額は、別表に定める金額を超えない範囲内において、あらかじめ教育委員会の承認を得て、指定管理者が定める。

第4条に次の1項を加える。

4 利用料金は、指定管理者の収入とする。

第4条を第5条とする。

第3条の次に次の1条を加える。

(休館日等)

第4条 施設の休館日及び供用時間は、教育委員会規則で定める。

第8条を削り、第7条を第8条とする。

第6条の次に次の1条を加える。

(利用料金の減免)

第7条 指定管理者は、教育委員会が別に定める基準に従い、利用料金を減額し、又は免除することができる。

第9条を第12条とし、第8条の次に次の3条を加える。

(指定管理者による管理)

第9条 施設の管理は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であつて教育委員会が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に行わせるものとする。

(指定管理者が行う業務)

第10条 指定管理者が行う業務は、次のとおりとする。

(1) 施設の維持管理に関する業務

(2) 施設の設置目的を効果的に達成するために必要な業務

(3) 前2号に掲げるもののほか、施設の運営に関する事務のうち教育委員会のみ
の権限に属する事務以外の事務に関する業務

(指定管理者の指定等)

第11条 指定管理者の指定の手續等については、藤沢市公の施設の指定管理者の
指定の手續等に関する条例(平成15年藤沢市条例第19号)の定めるところに
よる。

別表中「(第4条関係)」を「(第5条関係)」に改め、同表中「使用料」を
「利用料金(上限額)」に改める。

附 則

この条例は、平成18年4月1日から施行する。ただし、第9条を第12条とし、
第8条の次に3条を加える改正規定(第11条に係る部分に限る。)は、公布の日

から施行する。

提案理由

この条例を提出したのは、石名坂温水プールの管理の業務を指定管理者に行わせる必要による。

藤沢市石名坂温水プール条例新旧対照表

改正後	現行
<p>藤沢市石名坂温水プール条例</p> <p>藤沢市石名坂温水プール条例（昭和61年藤沢市条例第9号）の一部を次のとおり改正する。</p> <p>(趣旨) 第1条 この条例は、市民の健康と体位の向上に寄与するための施設を設置し、その管理について必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(名称及び位置) 第2条 施設の名称及び位置は、次のとおりとする。 名称 藤沢市石名坂温水プール 位置 藤沢市本藤沢一丁目10番1号</p> <p>(利用設備) 第3条 利用に供する藤沢市石名坂温水プール(以下「施設」という。)の設備は、次のとおりとする。 (1) プール (2) 多目的ホール、和室、会議室 (3) 浴室 (<u>休館日等</u>) 第4条 施設の休館日及び供用時間は、<u>教育委員会規則で定める。</u></p> <p>(利用料金) 第5条 <u>プールを利用しようとする者は、指定管理者（第9条に規定する教育委員会が指定するものをいう。以下この条、第6条及び第7条において同じ。）に利用料金を支払わなければならない。ただし、小学校就学前の者の利用については、この限りでない。</u></p> <p>2 <u>利用料金の額は、別表に定める金額を超えない範囲内において、あらかじめ教育委員会の承認を得て、指定管理者が定める。</u></p> <p>3 <u>利用料金は、規則で定める回数券の購入をもつて支払うことができる。この場合における利用料金は、前項に定める利用料金の額の10パーセントを下回らない範囲内において、あらかじめ教育委員会の承認を得て、指定管理者が定める額を割り引く。</u></p> <p>4 <u>利用料金は、指定管理者の収入とする。</u></p>	<p>藤沢市石名坂温水プール条例</p> <p>(趣旨) 第1条 この条例は、市民の健康と体位の向上に寄与するための施設を設置し、その管理について必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(名称及び位置) 第2条 施設の名称及び位置は、次のとおりとする。 名称 藤沢市石名坂温水プール 位置 藤沢市本藤沢一丁目10番1号</p> <p>(利用設備) 第3条 利用に供する藤沢市石名坂温水プール(以下「施設」という。)の設備は、次のとおりとする。 (1) プール (2) 多目的ホール、和室、会議室 (3) 浴室</p> <p>(使用料) 第4条 <u>プールを利用しようとする者は、別表に掲げる使用料を納付しなければならない。ただし、小学校就学前の者の利用については、この限りでない。</u></p> <p>2 <u>使用料は、規則で定める回数券の購入をもつて納付することができる。この場合における使用料は、前項に定める使用料の額の10パーセントの範囲内において割引くものとする。</u></p>

藤沢市石名坂温水プール条例新旧対照表

改正後	現行
<p>(既払いの利用料金の不返還) 第6条 既払いの利用料金は、返還しない。ただし、前条第3項の規定により回数券を購入した場合を除き、指定管理者は、教育委員会が別に定める基準に従い、その全部又は一部を返還することができる。</p> <p>(利用料金の減免) 第7条 指定管理者は、教育委員会が別に定める基準に従い、利用料金を減額し、又は免除することができる。</p> <p>(利用の制限) 第8条 教育委員会は、施設を利用しようとする者が次の各号のいずれかに該当する場合には、その利用をさせないことができる。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 公益を害するおそれがあると認めるとき。 (2) 建物又は設備を破損するおそれがあると認めるとき。 (3) 集团的又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認めるとき。 (4) 前3号に掲げるもののほか、施設の管理上支障があると認めるとき。 <p>(指定管理者による管理) 第9条 施設の管理は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であつて教育委員会が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に行わせるものとする。</p> <p>(指定管理者が行う業務) 第10条 指定管理者が行う業務は、次のとおりとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 施設の維持管理に関する業務 (2) 施設の設置目的を効果的に達成するために必要な業務 (3) 前2号に掲げるもののほか、施設の運営に関する事務のうち教育委員会のみ の権限に属する事務以外の事務に関する業務 <p>(指定管理者の指定等) 第11条 指定管理者の指定の手続き等については、藤沢市公の施設の指定管理者の指定の手続き等に関する条例(平成15年藤沢市条例19号)の定めるところによる。</p>	<p>(既納使用料の不返還) 第5条 既に納付した使用料は、返還しない。ただし、前条第2項の規定により回数券を購入した場合を除き、災害その他使用料を納付した者の責めに帰することができない理由によりプールを利用できなかつたときは、この限りでない。</p> <p>(使用料の減免) 第6条 教育委員会は、公用若しくは公益のためにプールを使用するとき、又は特別な理由があると認めるときは、規則で定めるところにより、使用料を減額し、又は免除することができる。</p> <p>(利用の制限) 第7条 教育委員会は、施設を利用しようとする者が次の各号のいずれかに該当する場合には、その利用をさせない。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 公益を害するおそれがあると認めるとき。 (2) 建物又は設備を破損するおそれがあると認めるとき。 (3) 集团的又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認めるとき。 (4) 前3号に掲げるもののほか、施設の管理上支障があると認めるとき。 <p>(管理の委託) 第8条 施設の管理に関する事務は、次の法人に委託するものとする。 藤沢市鵜沼東8番2号 財団法人藤沢市スポーツ振興財団</p>

藤沢市石名坂温水プール条例新旧対照表

改正後	現行																		
<p>(委任) 第12条 この条例に定めるもののほか、施設の管理に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。 附 則 この条例は、昭和61年10月30日から施行する。 附 則(昭和62年条例第8号) この条例は、昭和62年11月8日から施行する。 附 則(平成2年条例第33号) この条例は、平成2年7月1日から施行する。 附 則(平成7年条例第37号) この条例は、財団法人藤沢市まちづくり協会の事務所の移転に係る当該財団法人の寄附行為の変更に係る神奈川県知事の認可があつた日から施行する。 附 則(平成9年条例第36号) この条例は、公布の日から施行する。 附 則(平成11年条例第28号) この条例は、平成11年4月1日から施行する。 附 則(平成13年条例第39号) この条例は、平成13年4月1日から施行する。 附 則(平成 年条例第 号) この条例は、平成18年4月1日から施行する。ただし、第9条を第12条とし、第8条の次に3条を加える改正規定(第11条に係る部分に限る。)は、公布の日から施行する。 別表(第5条関係) (平成11条例28・追加)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">単位</th> <th style="text-align: center;">利用料金(上限額)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般</td> <td>1回</td> <td style="text-align: right;">300円</td> </tr> <tr> <td>小学生又は中学生</td> <td>1回</td> <td style="text-align: right;">100円</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 1 この表において「小学生」とは、小学校に就学している者をいう。 2 この表において「中学生」とは、中学校又は中等教育学校の前期課程に就学している者をいう。 3 単位の1回は、教育委員会が指定する利用時間とする。</p>	区分	単位	利用料金(上限額)	一般	1回	300円	小学生又は中学生	1回	100円	<p>(委任) 第9条 この条例に定めるもののほか、施設の管理に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。 附 則 この条例は、昭和61年10月30日から施行する。 附 則(昭和62年条例第8号) この条例は、昭和62年11月8日から施行する。 附 則(平成2年条例第33号) この条例は、平成2年7月1日から施行する。 附 則(平成7年条例第37号) この条例は、財団法人藤沢市まちづくり協会の事務所の移転に係る当該財団法人の寄附行為の変更に係る神奈川県知事の認可があつた日から施行する。 附 則(平成9年条例第36号) この条例は、公布の日から施行する。 附 則(平成11年条例第28号) この条例は、平成11年4月1日から施行する。 附 則(平成13年条例第39号) この条例は、平成13年4月1日から施行する。 別表(第4条関係) (平成11条例28・追加)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">単位</th> <th style="text-align: center;">使用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般</td> <td>1回</td> <td style="text-align: right;">300円</td> </tr> <tr> <td>小学生又は中学生</td> <td>1回</td> <td style="text-align: right;">100円</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 1 この表において「小学生」とは、小学校に就学している者をいう。 2 この表において「中学生」とは、中学校又は中等教育学校の前期課程に就学している者をいう。 3 単位の1回は、教育委員会が指定する利用時間とする。</p>	区分	単位	使用料	一般	1回	300円	小学生又は中学生	1回	100円
区分	単位	利用料金(上限額)																	
一般	1回	300円																	
小学生又は中学生	1回	100円																	
区分	単位	使用料																	
一般	1回	300円																	
小学生又は中学生	1回	100円																	